

多世代活動交流センター 多目的集会室（3階）のご案内

3階部分については、利用希望者が柔軟に利用できるよう、町民活動施設（スペース）として多目的集会室（全11部屋）の貸付を行います。

平成31年4月
から変わります

多目的集会室の使用について

- 開館時間
午前9時から午後5時まで
※特に必要と認める場合は、午後9時まで延長することができます。
- 休館日
休日（休日とは国民の祝日に規定する休日）
年末年始（12月29日から1月3日まで）
- 申し込み受付時間
平日（月曜日から金曜日）午前8時30分から午後5時15分まで
- 申し込み方法等
多世代活動交流センター2階文化財分室（教育委員会事務局）に備えてある申請書に必要事項を記入し直接窓口にてお申し込みください。
申請書は町ホームページでもダウンロードすることができます。
空き状況は町ホームページまたは電話等による確認が可能です。
- 申し込み開始日
使用する日の属する月の2ヶ月前の15日（その日が土曜、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その直前の日）から使用開始日の3日前まで受け付けます。
- 使用料について
使用料は現金での支払いとなります。
また、上記以外での曜日・時間帯では使用料の受付業務を行っておりませんのでご注意ください。

集会室	時間帯	使用料
多目的集会室（S）	午前9時から正午まで	300円
	午後1時から午後5時まで	400円
	午後5時から午後9時まで	500円
多目的集会室（M）	午前9時から正午まで	600円
	午後1時から午後5時まで	800円
	午後5時から午後9時まで	1,000円
多目的集会室（L）	午前9時から正午まで	900円
	午後1時から午後5時まで	1,200円
	午後5時から午後9時まで	1,500円

※使用時間を超過して使用する場合は、1時間につき、集会室（S）150円、集会室（M）300円、集会室（L）450円となります。（1時間未満の使用は、1時間とみなします。）

※利用目的によって、一部使用料の減免又は免除があります。

自治会等の総会・役員会議、町内在住・在学の高校生	5割
町の事業や町立幼稚園又は小・中学校が教育の一つとして使用する場合	全額

多目的集会室について

3階の各部屋は、多目的集会室として利用ができ、部屋の広さが3種類に分かれております。

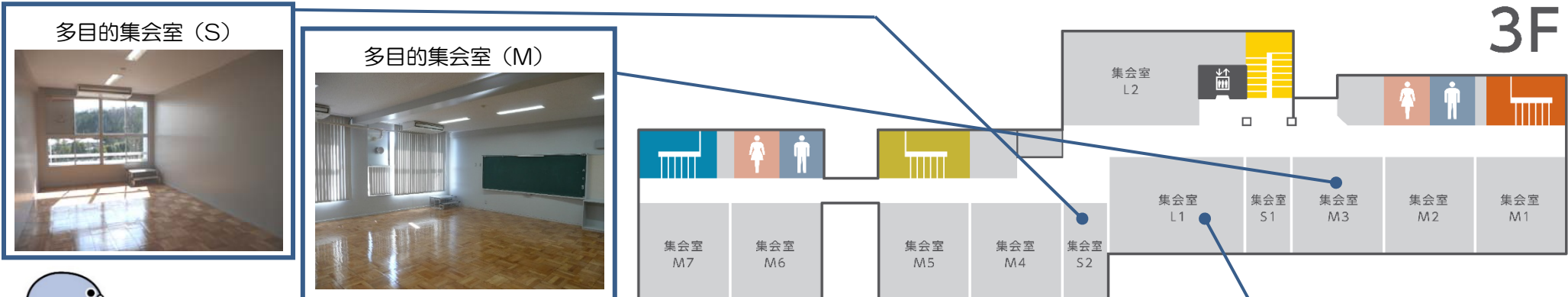
ちょっとした会議、展示会、イベント、サークル活動など様々な使用目的（事業規模、人数）に応じて適した広さで利用が可能となります。

集会室（部屋数）	広さ（面積）	収容人数
S（2部屋）	33.6㎡	10～20人
M（7部屋）	67.2㎡	20～40人
L（2部屋）	100.8㎡	40～60人

※収容人数は目安です。



多世代活動交流センターは、平成30年度に「ニュータウン地域再生・創造事業」の取り組みとして、施設全体の耐震補強及び改修工事を実施しました。

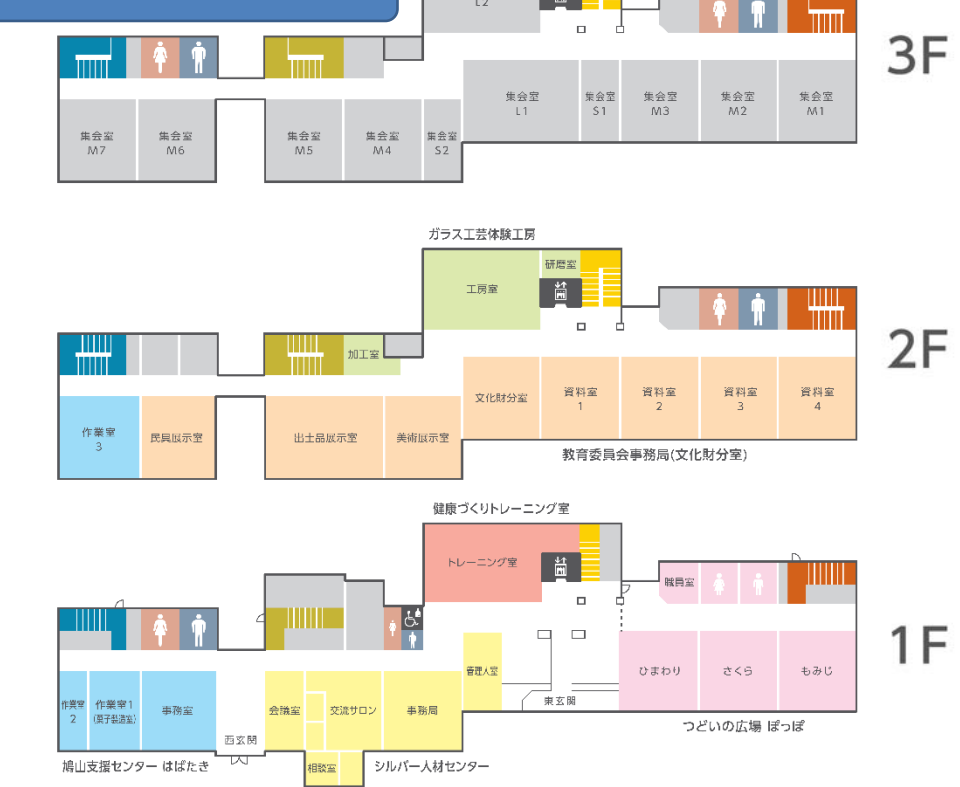


町内会のイベントや展示会など行う場所として利用できます。

大人数での会合や、サークル活動を行う場所として利用できます。



多世代活動交流センターについて



○貸し出しについて
平日の利用は、文化財分室にて鍵の貸し出しを行います。
多世代活動交流センター2階文化財分室へお尋ねください。
土日の利用は、多世代活動交流センターの施設管理をしているシルバー人材センターが鍵の貸し出しを行います。
多世代活動交流センター1階シルバー人材センター管理入室へお尋ねください。

○申し込み・ご利用に関するお問い合わせは文化財分室までお問い合わせください。
鳩山町 文化財分室（教育委員会事務局）
TEL：049-296-3862 FAX：049-296-4192